



令和5年5月12日
道路局 路政課
環境安全・防災課

「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」 の公表について

国土交通省では、電気自動車等の普及促進に向けた環境整備の一環として、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」を策定しました。

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月、経済産業省 他）において、電気自動車等の普及促進のため、公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラを15万基設置し、遅くとも2030年までにガソリン車並みの利便性を実現することを目標としています。

国土交通省では、電気自動車等の普及に向けた環境整備の一環として、道路上に急速充電機器が設置される場合に、道路管理者が道路占用許可申請等の審査の参考とするため、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」を策定しましたので公表いたします。

【電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン】

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/datutannsoka/guideline.pdf>

【問い合わせ先】

（ガイドライン全般に関するお問い合わせ）

道路局 環境安全・防災課 柴山、中川

電話:【代表】03-5253-8111(内線38232, 38234) 【直通】03-5253-8495

（道路占用に関するお問い合わせ）

道路局 路政課 道路利用調整室 大道、野口

電話:【代表】03-5253-8111(内線37362, 37365) 【直通】03-5253-8481